黒石市飲食宿泊業事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による事業の運営に支障が生じている市内で飲食業又は宿泊業を営む事業者に、当該事業の維持又は継続のための緊急支援として、支援金を交付します。

1　支援金の交付対象

市内に本店又は主たる事業所を置く法人又は個人事業者で、**支援対象業種のいずれかを営み**、かつ、**申請要件を全て満たす**もの

【支援対象業種】

日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）大分類Ｍ－宿泊業、飲食サービス業に該当する業種のうち、

中分類７５－**宿泊業**（旅館、ホテル、民宿等）に該当する業種
中分類７６－**飲食店**（食堂、レストラン、スナック、居酒屋等）に該当する業種
中分類７７－**持ち帰り・配達飲食サービス業**（持ち帰り、宅配、仕出し等）に該当する業種

【申請要件】　以下①～⑤の全てを満たしていること

① **令和４年１月２６日以前**から支援対象事業を営んで事業収入を得て、申請日時点においても事業を継続しており、かつ、支援金受領後も事業を継続する意思があること
② 市税等の滞納がないこと
③ 黒石市暴力団排除措置要綱第２条第８号に規定する排除措置対象者でないこと
④ 支援対象業種を営むために必要な許可を受けていること
⑤ **「黒石市燃油価格高騰対策支援金」の交付を受けていないこと。**

2　支援金の交付額

１事業者につき３０万円（定額）　※１回限り

3　申請期間、申請方法

【申請期間】　**令和４年３月１０日（木）から令和４年４月２８日（金）必着**
【申請方法】　申請書類をすべてご用意のうえ、市商工課へ持参してください。

4　申請書類

【申請書】　黒石市ホームページからダウンロード、又は黒石市産業会館１階に備え付け
【添付書類】　以下①～⑥の全てを申請書に添付してください。

① 令和４年１月から申請日が属する月の前月までの月ごとの売上高が分かる帳簿等の写し
② 申請者本人（法人の場合は、代表者）名義の振込先口座の通帳の表紙及び１、２ページ目（表紙を１枚めくった部分）の写し
③ 申請者本人（法人の場合は、代表者）の身分証明書（表面及び裏面）の写し
④ 支援対象業種を営むために必要な許可を受けていることを証明する書類の写し
⑤ 本店又は主たる事業所の所在地が市内にある法人又は個人事業者であることを証明する書類の写し（履歴事項証明書、確定申告書、開業届の写し等）
⑥ 市税等に滞納がないことを証明する書類（市外に住所を有する個人事業者に限る。）

※　申請内容によっては、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので予めご了承ください。

5　提出先、問合せ先

〒０３６－０３９６　黒石市大字市ノ町１１番地１（黒石市産業会館３階）
黒石市 商工観光部 商工課 商工振興係　☎０１７２－５２－２１１１（内線641・642）